

公の施設の点検票

点検実施 令和5年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市植松老人ふれあいプラザ		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（集会所等）		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	平成15年度（旧植松保育園を全面改修）		
⑤ 所在地	岡山市南区植松398番地2		
⑥ 施設規模	敷地面積（㎡）	2176㎡	
	構造／延床面積（㎡）	鉄骨平屋建て/497.95㎡	
	建設費（単位：千円）		
	施設内容	和室、機能訓練室、食堂	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市ふれあいプラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善することを目的として、本市にふれあいプラザを設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	当施設は、地域で暮らす高齢者の介護予防を目的としており、レクリエーションなどを通じて、地域の高齢者の交流や生きがいづくりの場としての役割を担う。
⑤ 設置目的等の達成状況	下記のとおり利用人数の実績があり達成できている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者（非公募）			
② 開館日				
③ 開館時間				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	2,333人		
	令和3年度	1,833人		
	令和4年度	2,521人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等（ライフサイクルコスト）				

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)	30	31	27	29	
収入合計		30	31	27	29	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料	103	103	103	103
		補助金等				
	小計		103	103	103	103
	直接経費	維持管理費	350	269	204	274
		光熱水費	754	435	410	533
		小計	1,104	704	614	807
支出合計		1,207	807	717	910	
収支差額		-1,177	-776	-690	-881	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料	103	103	103	103	
	補助金等					
	自主事業収入からの繰入金					
	その他(雑入等)					
収入合計		103	103	103	103	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等	103	83	88	91
	小計		103	83	88	91
	事業費					
	その他	0	20	15	12	
支出合計		103	103	103	103	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	未了
	耐震工事	
	未了の場合の工事予定時期	令和9年度
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	築39年が経過しており、重要部位の屋根に発錆が見られるほか、外部工作物についても劣化が見られるため、対応が必要。

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	<p style="text-align: center;">必要性あり</p> <p>地域で暮らす高齢者の介護予防に資するため。</p>									
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	<p>指定管理者</p> <p>当該施設は、地域密着・住民近接の施設であり、民間型の経営ノウハウ導入の効果を期待するものではなく、事業規模も小さく利用実態も不規則であり、職員による直営管理も非効率なことから、指定管理による管理が妥当である。</p>									
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">非公募の場合</td> <td style="width: 30%;">非公募とする理由</td> <td style="width: 50%;">前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>根拠規定</td> <td>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定管理者の候補者名</td> <td>植松老人ふれあいプラザ運営委員会</td> </tr> </table>	非公募の場合	非公募とする理由	前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。		根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号		指定管理者の候補者名	植松老人ふれあいプラザ運営委員会	<p>非公募</p>
非公募の場合	非公募とする理由	前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。								
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号								
	指定管理者の候補者名	植松老人ふれあいプラザ運営委員会								
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	<p>令和7年4月1日～令和17年3月31日</p> <p>(指定管理期間：10年)</p>									